

返戻金制度に関する事項

株式会社オクト

当社の職業紹介により就職した求職者が、入社後一定期間内に自己都合により退職した場合、または当該求職者本人の責に帰すべき事由により解雇された場合は、求人者から受領した紹介手数料について、下記のとおり返戻する制度を設けます。

1. 返戻金の基準

退職等の時期	返戻額
入社後 1 か月以内	紹介手数料の 100%
入社後 1 か月を超え 3 か月以内	紹介手数料の 50%
入社後 3 か月を超え 6 か月以内	紹介手数料の 20%
入社後 6 か月を超えた場合	返戻なし

2. 返戻の対象外

次のいずれかに該当する場合は、原則として返戻の対象外とします。

- (1) 求人者の都合による解雇、雇止めその他求人者の責に帰すべき事由により雇用契約が終了した場合
- (2) 採用時に明示された労働条件と実際の労働条件が著しく異なることを理由として退職した場合
- (3) 天災、疾病その他、当社および求人者・求職者の責に帰することが適当でない事情がある場合
- (4) 当社と求人者との個別契約において、別途返戻条件を定めている場合

3. 返戻の手続

求人者は、返戻の対象となる退職または解雇が発生した場合、当社に速やかにその事実を通知するものとします。当社は、退職日、退職理由その他必要事項を確認したうえで、返戻額を確定し、求人者と協議した方法により返戻します。

4. 個別契約との関係

当社と求人者との間で締結する職業紹介に関する基本契約書、個別契約書その他の書面において、本制度と異なる返戻条件を定めた場合は、当該個別の定めを優先します。

5. 制度の明示

本返戻金制度に関する事項は、求人者の申込みを受理した後、法令に従い求人者に明示します。

事業者名 株式会社オクト

有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-305362